

11. 性的少数者

【施策の方向性】

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、関係課や企業、支援団体と連携し、講演会や研修会等の啓発を推進します。

それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

また、学校においては、児童・生徒が安心して学校生活を送れるような支援や相談体制の充実に努めます。

課題目標	① 教育・啓発の推進 (ア) 社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 (イ) 学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 ② 相談支援体制の整備 (ア) 各種関係機関との連携
------	---

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① 教育・啓発の推進	(ア) 人権セミナー等による学習機会の提供	人権セミナー等の開催を通して、様々な人権課題についての学習機会を提供する。	A	人権・同和対策課
	(イ) 性の多様性に関する教育啓発	LGBTなどの性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人権啓発と理解の促進を図る。	A	総合政策課 人権・同和対策課
	(イ) 学校における性の多様性に関する教育等の充実	性的少数者に対するいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進する。	A	教育課
② 相談支援体制の整備	(ア) 学校生活に必要な支援及び相談体制の充実に努める。	児童・生徒が安心して学校生活を送れるような支援や相談体制を図る。	A	教育課
	(イ) 相談窓口の周知、啓発	LGBTの方向けのDV被害者相談ホットラインなどの相談窓口の情報について広報紙やリーフレット等を利用して周知、啓発する。	A	総合政策課 人権・同和対策課